令和８年４月８日
石手川渇水調整協議会
事務局：松山河川国道事務所

令和８年度　第１回石手川渇水調整協議会の開催

令和8年度　第1回石手川渇水調整協議会を
４月10日（金）10:00～開催いたします。

昨年11月以降、小雨傾向が続いていますが、ダム貯水率が例年より低い状況にあります。今後、ダムの水を利用する量が増加することから、これからの降雨次第で、ダム貯水率はさらに減少することが想定されます。このため、利水者と相談の結果、協議会を開催することとなりました。

１．日　時　　令和８年４月１０日（金）１０時００分より

２．場　所　　松山河川国道事務所　２階会議室

３．議　題　　石手川関係の水利使用に関する調整について　等

※協議会への取材について
・協議会での協議結果は、当日に資料提供予定です。
・協議会終了後、事務局による質疑応答の時間を設けます。

降雨の状況によっては協議会を延期する場合がありますので、予めご了承下さい。

問　合　せ　先：四国地方整備局松山河川国道事務所河川管理課
◎　副所長（河川）：中塚（なかつか）　光（こう）　（内線：２０４）
河川管理課長　：山崎（やまさき）　元司（もとし）　（内線：３３１）
代　表　０８９－９７２－００３４
直　通　０８９－９７２－０２７０

◎　：主な問合せ先

参考資料

石　手　川　渇　水　調　整　協　議　会　規　約（案）

（名　称）

第１条　本会は石手川渇水調整協議会（以下「協議会」という）と称する。

（目　的）

第２条　協議会は、石手川の渇水時における関係利水者間の水利使用の調整を円滑に行い、もって合理的な水利使用の推進を図ることを目的とする。

（協議事項）

第３条　協議会は、渇水時における合理的な水利使用の推進を図るため、次の事項を協議するものとする。

（１）水利使用の調整の時期及び方法に関すること。

（２）当該河川における水利使用の実態に関すること。

（３）合理的な水利用の方策に関すること。

（４）水利用上の水質に関すること。

（５）実施及び連絡体制の確立に関すること。

（６）その他、合理的水利使用の推進を図るために必要な事項に関すること。

（組　織）

第４条　協議会は、別表第１の委員の欄に掲げる者によって組織する。

２．協議会に会長１名及び副会長１名を置き、それぞれ委員の互選によってこれを定める。

３．会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。

４．副会長は、会長を助け、会長に事故がある時は、その職務を代行する。

（会　議）

第５条　会議は会長が招集する。

（事務局）

第６条　協議会の事務を行うため事務局を置く。

２．事務局は四国地方整備局松山河川国道事務所に置く。

（その他）

第７条　この規約の改正及びその他、協議会の運営に関し必要な事項は会長が会議に図って定める。

附則　この規約は、昭和５３年９月２２日から施行する。

附則　この規約は、平成１２年７月１４日から施行する。

附則　この規約は、平成１３年１月　６日から施行する。

附則　この規約は、平成１４年６月２７日から施行する。

附則　この規約は、平成１５年４月　８日から施行する。

附則　この規約は、平成２９年６月３０日から施行する。

附則　この規約は、令和　元年６月２８日から施行する。

附則　この規約は、令和　３年４月２８日から施行する。

別表第１

石手川渇水調整協議会・構成委員

委　　員
国土交通省松山河川国道事務所長　（会長）
愛媛県土木部河川港湾局水資源・ダム政策監　（副会長）
愛媛県農林水産部農業振興局農地整備課長
松山市総合政策部長
松山市公営企業管理者
石手川筋分水協議会長
石手川北部土地改良区理事長
四国電力株式会社愛媛支店長

貯水率　100%（令和7年8月）

貯水率　67.0%（令和8年4月8日　8時現在）